

技術基準作成基本方針

制定	平成17年 9月13日	技術委員会承認
改正	平成21年 3月 3日	技術委員会承認
改正	平成28年 9月14日	技術委員会承認
改正	令和 6年 3月19日	技術委員会承認

1. 技術基準の作成目的

高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）は、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動、消費等に係る取扱い及びこれらに係る設備、施設等の設計、施工、維持管理等並びに容器の製造、設計、試験、検査等に関する保安を推進するために、関係業界のニーズを踏まえつつ、最新の技術的知見等に基づく技術基準の制定及び改正を行うこととする。

2. 技術基準の体系

協会の技術基準は、次の（１）から（３）までとする。

（１）規 格（KHK Standards）

技術的な定義、指導、規則又は特性を記した文書であり、その内容により次の２種類に分類する。

① 基 準

遵守すべき要求事項を示したもの

② 指 針

守ることが望まれる事項を示したもの

（２）質疑応答・運用解釈（KHK Interpretations）

規格等に対して寄せられた質問に関する回答及び規格等の運用解釈

（３）技術文書（KHK Technical Documents）

（１）及び（２）以外で、次のもの

① 技術的な成熟度その他の点で、十分なコンセンサスに達する段階には至っていない規格案であって、将来的に制定が期待されるもの

② 規格等の作成根拠に関する技術調査報告書等

3. 技術基準の制定活動

（１）技術基準の制定、改正又は廃止の可否を審議し、３ヶ年計画としてとりまとめ、当該３ヶ年計画の進捗状況を毎年確認することとする。

（２）各技術基準は、制定、改正又は確認の日から少なくとも５年を経過する日までに最新の技術的知見に基づいたものか等の全体的な確認を行うこととする。

（３）制定した規格等の質疑応答、運用解釈を必要に応じて作成することとする。

（４）他の標準化団体等との協力を密にし、共同規格の制定に積極的に取り組んで行くこととする。

(5) 技術基準の制定又は改正に際しては、関連する海外及び国内の法令、規格、基準等について調査、検討し、整合性に十分配慮することとする。

4. 規格委員会の所掌範囲

技術基準の調査審議は、その内容に応じ、別添1に示す分野毎に応じて設ける規格委員会が所掌する。

5. 技術基準の調査審議に関わる委員会等

(1) 構成

高圧ガスの保安に関する技術的な事項に関し学識経験を有するものによって構成し、決められた業種バランスを考慮したものであること。

(2) 審議の原則

公正、公平、公開を原則に、決められた手順に従って審議を行うこと。

(3) 委員倫理の遵守

技術基準の調査審議に関わる全ての者（以下「委員等」という。）には、専門家としての名誉にかけて、公共の安全の確保のため偏見なく、忠実、かつ、正直に知識及び技術を発揮することを求める。具体的には別添2の委員等倫理心得に従い行動することを求める。

6. 技術基準の制定及び改廃責任

協会会長は、技術基準に係る技術委員会及び規格委員会の答申を受け、技術基準として制定又は改廃するものとする。

7. 技術基準の普及促進

制定又は改正した技術基準の普及及び利用の促進は、次の(1)から(4)までによる。

(1) 印刷物の発行

(2) 高圧ガス誌、協会ホームページ等への掲載

(3) 講習会又は説明会等の開催

(4) その他普及及び利用の促進のため必要と判断されるもの

8. その他

前項までに規定する事項の実施に際しては、協会が別に定める規程類に従い実施することとする。

附則

この基本方針は、平成17年9月13日から実施する。

附則

この改正は、平成21年3月3日から実施する。

附則

この改正は、平成29年6月1日から実施する。

附則

この改正は、令和6年3月19日から実施する。

別 添 1

分 野	分野に対応する 主たる法律・規則	技術基準の所掌範囲
1. 圧力容器	高圧ガス保安法 特定設備検査規則	圧力容器等に係る設計、材料、製造、試験、検査等 ※7. 耐震設計又は9. その他によるものを除く。
2. 移動容器	高圧ガス保安法 容器保安規則	容器及び附属品に係る設計、製造、検査等 ※9. その他によるものを除く。
3. 高圧ガス	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 液化石油ガス保安規則 コンビナート等保安規則	高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動、消費等に係る取扱い、これらに係る設備、施設等の設計、施工、維持管理等 ※1. 圧力容器、5. 液化石油ガス、6. 供用適性評価、7. 耐震設計又は9. その他によるものを除く。
4. 冷凍空調	高圧ガス保安法 冷凍保安規則	冷凍空調設備の設計、製造、試験、検査、設置、運転、維持管理等 ※6. 供用適性評価、7耐震設計又は9. その他によるものを除く。
5. 液化石油ガス	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	供給設備、消費設備、液化石油ガス器具、充てん設備、検査機器等に係る設計、製造、施工、維持管理等 ※1. 圧力容器、2. 移動容器、6. 供用適性評価、7. 耐震設計又は9. その他によるものを除く。
6. 供用適性評価	高圧ガス保安法 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	供用中の圧力容器、配管等の圧力設備及び支持構造物等に関する減肉、クリープ等の損傷の評価、供用可能期間の評価等
7. 耐震設計	高圧ガス保安法 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	塔、貯槽、配管、これらの支持構造物及び基礎の耐震設計等
8. 水素等	高圧ガス保安法 水素社会推進法 ¹⁾ CCS事業法 ²⁾ 注)	水素及び水素化合物（アンモニア、合成メタン等）並びに二酸化炭素（CCSに関するものに限る）の取扱い、これらに係る設備等 ※1. 圧力容器、2. 移動容器、3. 高圧ガス、4. 冷凍空調、5. 液化石油ガス、6. 供用適性評価、7. 耐震設計又は9. その他によるものを除く。
9. その他	—	専門性を要求されるもの等であって、個別の検討が妥当と判断される技術基準

1) 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律

2) 二酸化炭素の貯留事業に関する法律

注) 水素社会推進法とCCS事業法は現在国会審議中である。

委 員 等 倫 理 心 得

委員等は、以下の事項を遵守しなくてはならない。

(専門性の保持)

第1条 委員等は、自己の専門的知識と技術的良心に基づいて技術基準の作成に貢献すると共に、専門分野の技術力向上に絶えず努めなければならない。

(中立性の確保)

第2条 委員等は、公共の安全の確保を最優先に考えなければならない。

2 委員等は、専門家として中立的立場で行動し、関係者の利害関係の相反の回避に努めなければならない。

(秘密保持義務等)

第3条 委員等又は委員等にあった者は、技術基準の作成に関して知得した秘密を漏らしたり盗用したりしてはならない。また、それらの秘密を個人的な目的のために使用してはならない。

2 委員等は、各々の委員会等の承認なしに委員会等の名称を使い、委員会等の意見を公表してはならない。

(品位の保持)

第4条 委員等は、強い責任感をもって、その名誉を汚す行為を慎まなくてはならない。